

## 審査基準

審査項目		主な着眼点
1 運営体制及び人員の確保 (配点 : 25点)	(1) 個人情報の適切な管理 (配点 : 5点)	・個人情報を適切に取り扱える環境及び体制が整備されているか。
	(2) 安全管理の実施 (配点 : 5点)	・安全管理や事故対応について、適切な体制がとれているか。
	(3) 適切な人員配置 (配点 : 5点)	・ひきこもり支援を行うための適切な人員が配置されているか。
	(4) 質の確保 (配点 : 5点)	・職員の資質向上に向けて取り組む体制となっているか（事業所内研修の実施や他の研修への参加等）。
	(5) 実施場所の状況 (配点 : 5点)	・申し出た地区内に本事業の実施場所を設定しているか。 ・利用者の利便性に配慮しているか（交通・駐車場の確保など）。
2 業務の適切な実施 (配点 : 70点)	(1) 環境の整備【居場所づくり】 (配点 : 5点)	・開催する時間帯や頻度、実施場所における工夫など、ひきこもり状態にある者が来やすい環境が整備されているか。
	(2) 過ごし方の提案【居場所づくり】 (配点 : 8点)	・利用者が、安心して過ごせる場所となっているか（自分らしくいられる、否定をされない、周りからの視線に配慮されているなど）
	(3) 支援体制【居場所づくり】 (配点 : 5点)	・居場所の開催中、利用者に声掛けが行える人員体制となっているか。
	(4) 支援内容【居場所づくり】 (配点 : 8点)	・利用者の個々の状況や心情に寄り添い、安心できる関係性を築ける支援内容となっているか。 ・利用者とのつながりの中で、自立のためのきっかけづくりが行える支援内容となっているか。
	(5) 多機関連携【居場所づくり】 (配点 : 5点)	・利用者の困りごとなどに応じて、必要な支援機関と協力して支援するための企画提案内容となっているか。
	(6) 支援体制の整備【就労準備支援】 (配点 : 8点)	・ひきこもり状態にある者の多様な背景や個別性の高いニーズに配慮した体制が整備されているか。
	(7) 日常生活自立【就労準備支援】 (配点 : 5点)	・日常生活自立（生活リズムや身だしなみ等）に向けた適切な支援内容となっているか。
	(8) 社会生活自立【就労準備支援】 (配点 : 7点)	・社会生活自立（あいさつやコミュニケーション等）に向けた適切な支援内容となっているか。 ・社会参加に不安を抱える利用者に寄り添い、サポートするための工夫がされているか。
	(9) 将来に向けた経験【就労準備支援】 (配点 : 5点)	・個々の利用者の状況に応じることができるように、多様な経験の場があるか。
	(10) 意欲喚起【就労準備支援】 (配点 : 8点)	・就労体験等を通じ、周りの役に立っている、貢献していると感じられる「自己有用感」や「自己肯定感」を高め、社会参加する意欲の形成に向けた支援内容となっているか。
	(11) 任意事業の実施【任意業務】 (配点 : 2点)	・送迎が行える体制が整っているか。
	(11) 任意事業の実施【任意業務】 (配点 : 2点)	・当事者会・家族会を実施するか。
	(12) 任意事業の実施【任意業務】 (配点 : 2点)	・住民向けの講演会・研修会を実施するか。
3 業務経費 (配点 : 5点)	(1) 見積金額 (配点 : 5点)	・見積り及び積算内容が適正に算出されているか。
合計 100点		